

大和町低入札価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、競争入札により、契約を締結しようとするときに、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合における落札者の決定に関し必要な手続きを定めるものとする。

(調査基準価格)

第2条 工事執行者等は、競争入札により契約を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めることができるものとする。

2 調査基準価格を設ける工事等は以下の次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下、この条において同じ。）が3,000万円以上の建設工事で、大和町契約業者指名委員会又は大和町入札参加条件設定委員会（以下、「指名委員会等」という。）が決定したもの。
- (2) 予定価格が2,000万円以上の建設工事関連業務で、指名委員会等が決定したもの。

(調査基準価格を下回る価格による入札)

第3条 入札執行者は、競争入札の結果、予定価格の制限の範囲の最低の価格（以下「最低入札価格」という。）が調査基準価格を下回る価格であったときは、落札の決定を保留し、当該最低入札価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて調査するものとする。

(入札執行者の調査による措置)

第4条 入札執行者は、前条の規定による調査の結果について低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）の審議を受けるものとする。

2 委員会の組織及び運営方法については、別に定める。

(委員会の審議結果を踏まえた落札者の決定)

第5条 入札執行者は、前条の規定による委員会の審議により、当該最低入札価格によっても、その者により当該契約の内容に適合した履行がされると認められるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとする。

2 入札執行者は、前条の規定による委員会の審議により、当該最低入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め

られるときは、落札者とししないものとする。

3 前項の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合において、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、入札執行者は、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。

4 第2項に規定する場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときには、当該次順位価格につき第3条から前項までの規定を準用する。

（調査に基づく落札者に対する通知）

第6条 前条の規定により落札者を決定したときは、直ちに当該落札者及びその他の入札者に対してその旨を通知しなければならない。

（入札参加者への周知）

第7条 調査基準価格を設けた入札を行うときは、入札の公告又は入札の通知書において適用があることを明示するものとする。

（その他）

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月6日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

2 業務委託契約に係る低入札価格取扱要綱（平成16年3月1日施行）は廃止する。